

永水水害に対する補償要求について

2010/10/22

霧島市市長 前田終止様

旧霧島町は地域活性化と環境保全、災害防止目的で開発協定、環境保全協定を結びました。住民生活を守ろうとする気持ちが盛り込まれているすばらしい協定書です。当時の近藤町長、宮田議長、行政、議員の皆様のお気持ちをしっかり受け止めての対応をお願いします。協定書をよく読みますと、業者が誠実な行動をとれば、何等问题は発生しないように感じます。これまでも行政は住民の意思を代弁して業者と協議、対応をされてきたものと信じます。業者が行政をないがしろにしてきたのではなかろうかと思われる協定違反が明らかになっております。

当文書の質問は旧霧島町とゴルフ場業者が交わした開発協定書に基づいて行っております。即答できない項目もあろうかと思えます。出来るだけ速やかに全ての項目につきまして文書解答願います。

1. まず、確認させてください。

協定書に関わる業者への問題指摘は住民が行わねばならないのでしょうか？

行政は住民意思の代弁者として振舞っていただけなのでしょうか？

協定書に於ける甲は住民意思の代弁者と理解してもよろしいのでしょうか？

2. 調整池とは以下のような施設であると私たちは教えられました。

調整池とは、流域に降った大量の雨水を洪水にならないよう一部だけを流し、残りを調整池に貯めて雨がやんでからゆっくり流す施設です。川の上流の森や林が宅地化や造成されると、それまでであった自然の流出調整能力が失われ、地下に浸透せず、瞬時に川に流れ込みます。その結果、増水時には、造成前に比べて多くの水が川に流れ込むことになります。山林大量伐採などを行ったとき、それまで自然が担っていた調節する役割を、人工的に行うための施設が調整池です。

私たちの考えは正しいのでしょうか？誤りでしょうか？

3. 業者は県に対して本年1月に調整池の工事進捗を以下のように報告しております。

A調整池

下流放流（ボックスカルパート）と排水塔は完了している。

締切擁壁の下流前面（逆T式擁壁）は3スパン完了し残り3スパン未施工であるが、堤内部に設けた仮沈砂池により、土砂流出を防止する形状を取っている。

B調整池

下流放流施設及び排水塔を完了し、前面締切擁壁は中央部の一部と底盤コンクリートを残す状況となっています。

D調整池

すでに締切擁壁及び排水塔放流施設も完了しており機能的には完備している。

行政が認識されている完成した調整池とはどのような物かお示してください。

排水塔放流施設、スパン、ボックスカルパート、締切擁壁、仮沈砂池、底盤コンクリート等の用語も含めて説明願います。

4. 旧霧島町とゴルフ場業者と交わした環境保全協定書の第5条の環境監視計画には5箇所の調整池の維持管理について記載されております。

ゴルフ場業者が県へ提出した工事の進捗報告によりますとC調整池が欠落しております。

理由をご存知ですか？

旧霧島町は了解を与えたのでしょうか？

5. ゴルフ場予定地全域に降った雨は全て調整池を経由するとゴルフ場業者は回答しました。E調整池、C調整池は廃止されました。ゴルフ場業者の見解は正しいのでしょうか？
ゴルフ場予定地の形状、雨水の流出経路に詳しい猟師さんは調整池を経由しない雨水が大量に直接手籠川に注ぐことを証言されております。確認されましたか？
6. 調整池へ雨水を運ぶ、水路が寸断、破壊されていることをご存知ですか？
水路の寸断、破壊が原因で本来、平地であった、ゴルフ場コース内に大きな崖が発生していることをご存知ですか？
ゴルフ場放棄地の雨水の大半は調整池を経由せずに手籠川へ流れ出しました。
これを否定されますか？
7. ゴルフ場業者は機能的に完成しているのはD調整池のみであることを業者は認めています。
D調整池には底盤コンクリートは存在しますか？
私達の確認ではA調整池、B調整池は前面締切擁壁が無い為に水量を調整する機能を持っていません。ご存知ですか？
8. 洪水発生以前からA調整池、B調整池、D調整池、全て土砂が堆積しておりました。この事実をご存知ですか？
9. 開発協定には「必要な防災施設を他の施設の設置に先行して設置する」と規定されています。
調整池は防災施設と認識されていますか？
- 10.平成5年着工後、17年経過しております。未だ調整池は完成しておりません。未完成のまま長期放置したゴルフ場業者の責任はありませんか？
- 11.業者は17年間、放置していることを認めておりません。防災上、重要な施設である調整池が完成していないことは放置していることと同じではありませんか？
巡回していることと、県のパトロールを受けていることが何故、放置していない理由になるのでしょうか？
- 12.未完成の調整池で洪水調整機能があると判断された理由は何でしょうか？
- 13.ゴルフ場建築中断は県への届出によりますと平成9年8月31日です。
この時点で業者に交付した承諾書を公開ください。防災施設の工事中断も含まれていたのでしょうか？結果として調整池工事も中断しております。重大な協定違反ではありませんか？
- 14.ゴルフ場業者は着工後、旧霧島町を通じて県に毎年「工事進捗状況報告書」を提出しているものと思われます。この報告書には調整池に関する記述も含まれているはずですが。調整池だけでも早期に完成させるように毎年、指導なさいましたか？
指導したという文書がありましたら公開願います。
- 15.行政は過去の土砂流出は認識していたと回答書にあります。この原因はどこにあるか分析されましたか？この件について「適切な防災措置等を講じるよう指導・要請を行った」と回答書にあ

りますが、その内容を説明願います。文書があれば公開願います。

- 16.鎌田建設は洪水後、調整池の土砂撤去作業を始めました。過去の調整池の土砂撤去作業の実績、洪水後の調整池の土砂撤去作業実績の資料、作業日誌などを、鎌田建設に要求、公開願います。
- 17.ゴルフ場業者は調整池に堆積していた土砂を道路脇に搬出してあります。大雨が降りますとこれ再び流れ出します。その搬出場所をご存知ですか？ 危険性を認識されませんか？
ゴルフ場業者に対し調整池から搬出した土砂の量、場所、作業日誌の提示を求めてください
- 18.計画地周辺の国有林は保安林指定がなされており、この計画地の開発伐採前の民有林及び町有林においても水源かん養機能を有する森林であったと思われます。平成5年8月1日の始良地域の豪雨でも時間当たり100mmを超える雨量が観測されています。当時の現地は樹木があり、水源かん養機能が働きましたので、洪水は発生しませんでした。行政はこの考えを否定しますか？
- 19.行政は今回の洪水は天災だと主張されています。洪水後、不完備な調整池の土砂を搬出したのみで、その調整池にも既に土砂の堆積が始まっています。天災はこれから毎年、発生する、それを容認しなさいというのが行政の姿勢ですか？
- 20.行政の回答はゴルフ場内には「大規模な崩壊は確認出来なかった」からゴルフ場業者の責任は問えないという論法になっています。
山が本来、持っている保水力を奪う森林伐採を行い、そのまま長期に放置し、調整池の整備、維持、調整池への水路の維持管理を行わなかったゴルフ場業者の責任は無いというお考えに変わりはありませんか？
- 21.環境保全協定書9条3項は以下のようになっています。
「調査の結果、これらの原因がゴルフ場に起因するものと推定される場合には、乙は、故意又は過失の有無に関わらず誠意をもって被害補償その他の適切な措置を講ずるものとする。」
推定要件で補償要求ができるものではありませんか？
弁護士さんに確認しました。
・調整池が未完成（調整能力不足）
・調整池への水路が壊れている。（直接、ゴルフ場跡地から手籠川に雨水が流入している）
・C調整池の建設放棄（調整能力不足）
・調整池の土砂堆積放置（調整能力不足）
これらの事項は事実です。これらのことから今回の洪水の責任はゴルフ場業者にあると推定されます。これらについての反証はゴルフ場業者がしなければなりません。
- 22.今回の永水水害の被害総額は幾らでしょう？
- 23.環境保全協定書に書かれたことを正しく読めば、ゴルフ場業者の責任であることは確認できます。激甚被害を適用しての復旧は急がねばなりません。この事でゴルフ場業者の罪が亡くなるわけではありません。最終的に税金でまかなった復旧工事費用をゴルフ場業者に負担させることを実行願います。

永水地区全水利組合代表 園田 義昭